

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 46

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 46

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 47

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課） 48

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課） 48

○土地改良区連合の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 48

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 48

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 48

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 49

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 49

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 49

○特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課） 49

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 51

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 52

道立漁業研修所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 52

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 53

道企業管理規程

○清水沢ダム管理規程…………… 53

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条の5中「年0.5パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

別表第1 有利子貸付の部(1)の項及び無利子貸付の部(1)の項中「専有する」を「占有する」に改める。

別表第2 に次の1 項を加える。

16 第3条第4号から第6号まで、第8号又は第9号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成29年 5 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

沙流土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成29. 4. 1	理 事	川 上 満	沙流郡平取町字荷葉18番地16
同	同	同	竹 中 一	日高町字平賀183番地 6
同	同	同	藤 田 栄 一	平取町字紫雲古津97番地 7
同	同	同	古 川 敏 嗣	平取町字去場151番地 1
同	同	同	大 坪 一 寿	平取町字荷葉11番地 7
同	同	同	田 島 義 則	日高町字平賀602番地 3
同	同	同	船 越 和 万	平取町字小平42番地 2
同	同	同	奥 村 俊 也	平取町字幌毛志10番地 3
同	同	同	森 良 一	平取町字岩知志169番地 1

同	同	同	福 與 弘 一	同	平取町字荷負118番地 1	就 任 の 別	就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名 住 所
同	同	同	宮 入 司	同	平取町字貫気別248番地25	就 任	平成29. 4. 27	理 事	小 野 信 次 河東郡音更町字駒場東1線 7 番地
同	同	同	清 水 澄 男	同	平取町字旭74番地 3	渡島平野土地改良区			
同	同	監 事	中 川 嘉 久	同	平取町字去場104番地 1	退 任 の 別	退 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名 住 所
同	同	同	戸 城 健 一	同	平取町振内町52番地 5	退 任	平成29. 5. 3	理 事	小 山 内 孝 司 北斗市開発364番地
退 任	平成29. 3. 31	理 事	事 川 上 満		沙流郡平取町字荷葉18番地16				
同	同	同	竹 中 一	同	日高町字平賀183番地 6				
同	同	同	野 口 一 志	同	平取町字紫雲古津87番地 7				
同	同	同	楠 木 保 則	同	平取町字去場9番地 2				
同	同	同	大 坪 一 寿	同	平取町字荷葉11番地 7				
同	同	同	田 島 義 則	同	日高町字平賀602番地 3				
同	同	同	佐々木 幸 徳	同	平取町字小平60番地 1				
同	同	同	奥 村 俊 也	同	平取町字幌毛志10番地 3				
同	同	同	森 良 一	同	平取町字岩知志169番地 1				
同	同	同	遠 藤 徹	同	平取町字貫気別42番地 5				
同	同	同	宮 入 司	同	平取町字貫気別248番地25				
同	同	同	阿 部 憲 三	同	平取町字旭119番地12				
同	同	監 事	中 川 嘉 久	同	平取町字去場104番地 1				
同	同	同	戸 城 健 一	同	平取町振内町52番地 5				
江丹別土地改良区									
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所						
就 任	平成29. 4. 1	理 事	菅 原 金次郎	旭川市江丹別町中央96番地の 2					
同	同	同	池 田 富士世	同 江丹別町拓北558番地					
同	同	同	武 石 尚 志	同 江丹別町嵐山197番地の 6					
同	同	同	島 田 憲 治	同 江丹別町西里96番地					
同	同	同	品 川 功	同 江丹別町嵐山117番地の 2					
同	同	監 事	森 内 恒 夫	同 江丹別町嵐山347番地の 2					
同	同	同	北 井 伸 幸	同 江丹別町中央244番地の 3					
退 任	平成29. 3. 31	理 事	菅 原 金次郎	旭川市江丹別町中央96番地の 2					
同	同	同	池 田 富士世	同 江丹別町拓北558番地					
同	同	同	武 石 尚 志	同 江丹別町嵐山197番地の 6					
同	同	同	島 田 憲 治	同 江丹別町西里96番地					
同	同	監 事	森 内 恒 夫	同 江丹別町嵐山347番地の 2					
同	同	同	北 井 伸 幸	同 江丹別町中央244番地の 3					
音更町土地改良区									

北海道告示第340号					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区 の定款の変更を認可した。					
平成29年 5 月 26 日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名				
平成29. 4. 10	網走川土地改良区				
平成29. 4. 19	由仁土地改良区				
平成29. 4. 20	ながぬま土地改良区				
平成29. 4. 20	蘭越土地改良区				
平成29. 4. 20	東和土地改良区				
平成29. 4. 24	芦別市土地改良区				
平成29. 4. 24	浦臼土地改良区				
平成29. 4. 25	空知土地改良区				
平成29. 4. 25	深川土地改良区				
平成29. 4. 25	恵庭土地改良区				
平成29. 4. 26	沼田町土地改良区				
平成29. 4. 26	当麻土地改良区				
平成29. 4. 27	北海土地改良区				
平成29. 4. 27	江部乙土地改良区				
平成29. 4. 27	余市川土地改良区				
平成29. 5. 1	富良野土地改良区				
平成29. 5. 2	大雪土地改良区				
平成29. 5. 8	日高門別土地改良区				
平成29. 5. 10	神竜土地改良区				
平成29. 5. 10	永山土地改良区				
平成29. 5. 12	厚真町土地改良区				
平成29. 5. 12	てしおがわ土地改良区				
平成29. 5. 17	音更町土地改良区				
平成29. 5. 18	雨竜土地改良区				

北海道告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成29年 5 月 26 日

認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名
平成29. 4. 10	網走川土地改良区
平成29. 4. 19	由仁土地改良区
平成29. 4. 20	ながぬま土地改良区
平成29. 4. 20	蘭越土地改良区
平成29. 4. 20	東和土地改良区
平成29. 4. 24	芦別市土地改良区
平成29. 4. 24	浦臼土地改良区
平成29. 4. 25	空知土地改良区
平成29. 4. 25	深川土地改良区
平成29. 4. 25	恵庭土地改良区
平成29. 4. 26	沼田町土地改良区
平成29. 4. 26	当麻土地改良区
平成29. 4. 27	北海土地改良区
平成29. 4. 27	江部乙土地改良区
平成29. 4. 27	余市川土地改良区
平成29. 5. 1	富良野土地改良区
平成29. 5. 2	大雪土地改良区
平成29. 5. 8	日高門別土地改良区
平成29. 5. 10	神竜土地改良区
平成29. 5. 10	永山土地改良区
平成29. 5. 12	厚真町土地改良区
平成29. 5. 12	てしおがわ土地改良区
平成29. 5. 17	音更町土地改良区
平成29. 5. 18	雨竜土地改良区

北海道告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成29年5月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
余市川土地改良区	尾根内頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	銀山頭首工	同
同	大江頭首工	同
同	長沢頭首工	同
新十津川土地改良区	福井谷貯水池	同
同	原の沢ため池	同
同	和歌貯水池	同
同	南幌加ため池	同
同	日進甲号貯水池	同
同	下7号の沢ため池	同
同	総富地頭首工	同

北海道告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成29年5月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	廃 止 し た 管 理 規 程 の 概 要
新十津川土地改良区	福井谷ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	原の沢ダム	同
同	下五号ダム	同
同	和歌ダム	同
同	南幌加ダム	同
同	日進甲号ダム	同
同	日進乙号ダム	同
同	7号の沢ダム	同
同	新十津川ダム	同
同	徳富川頭首工	同

北海道告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成29年4月27日、夕張川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成29年5月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第344号

道営土地改良（元神部地区（区画整理））事業の工事を平成28年10月25日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年5月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年5月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 茅部郡森町字栗ヶ丘65・66の1・66の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、66の2、66の3、68、広尾郡大樹町字光地園62の1・62の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、62の4
- 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字栗ヶ丘66の2・66の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗ヶ丘66の1・66の2・66の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、65、字光地園62の1・62の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、62の4
ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第346号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

- 平成29年5月26日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 保安林予定森林の所在場所 歌志内市字本町68の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

- 平成29年5月26日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件変更予定保安林 江別市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
江別市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

- 平成29年5月26日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件の変更に係る保 江別市（次の図に示す部分に限る。）安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
江別市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第349号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入 札 に 付 す る 事 項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 一式

- イ 調達台数及び調達予定枚数 46台及び1月当たり1,076,700枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年8月1日から平成34年7月29日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年5月26日（金）から同年6月27日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道出納局会計管理室調達課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 出納局入

- 札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課）
- (2) 入札日時 平成29年7月6日（木）午後2時（送付による場合は、同月5日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
- 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 支出負担行為を行う者（契約者）
 北海道知事 高橋 はるみ
 北海道教育委員会教育長 柴田 達夫
- 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次によることとし、二つの機関で供給を受ける契約に係る入札を一つの入札として執行する。

契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5076 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 46 sets B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 6, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than July 5, 2017) C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。 (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年5月26日 北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪ドーザ（13t汎用） 1台 イ 凍結防止剤散布車（乾式4.0㎡） 2台 ウ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台 アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成30年3月23日（金） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。	3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成29年5月26日（金）から同年6月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入 札 日 時 平成29年7月7日（金）午前10時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ(<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
(3) 電 話 番 号 011-561-0383
- 11 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured :
a Snow Removing Tire Dozer (13 tons class) Quantity 1
b Truck Mounted Spreader (Dry spreading tipe / 4.0 cubic meters) Quantity 2
c Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 7, 2017
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan

Phone : 011-561-0383

北海道上川総合振興局告示第93号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年5月26日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量
デジタルカラー複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。) 一式
- 落札を決定した日
平成29年4月28日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 旭陽電機株式会社
(2) 住 所 旭川市1条通15丁目右1号
- 落札金額
(1) 基本料金 1月当たり 2,100円
(2) モノクロ複写料金 1,000枚まで 1枚当たり 1円
(3) モノクロ複写料金 1,001～3,000枚まで 1枚当たり 1円
(4) モノクロ複写料金 3,001枚以上 1枚当たり 1円
(5) フルカラー複写料金 1,000枚まで 1枚当たり 4.8円
(6) フルカラー複写料金 1,001～3,000枚まで 1枚当たり 4.8円
(7) フルカラー複写料金 3,001枚以上 1枚当たり 4.8円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成29年3月17日付上川総合振興局告示第63号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道上川総合振興局南部森林室管理課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 立 漁 業 研 修 所 告 示

北海道立漁業研修所告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年5月26日

北海道立漁業研修所長 黒 島 光 博 1 落札に係る物品等の名称及び数量 漁業研修所実習船建造工事 一式 2 落札を決定した日 平成29年 5 月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ヤンマー船用システム株式会社 (2) 住 所 兵庫県伊丹市中央 3 丁目 1 番17号 4 落札金額 71,064,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年 4 月 4 日付け北海道立漁業研修所告示第12号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立漁業研修所 (2) 所在地 茅部郡鹿部町字本別540番地	(2) 18.12円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年 3 月24日付け北海道教育庁空知教育局告示第26号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市 8 条西 5 丁目										
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	道 企 業 管 理 規 程										
北海道教育庁空知教育局告示第37号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年 5 月26日 北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空知管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力 1 k W 当たりの単価） 1 月当たり1,548 k W (2) 電力量料金（使用電力量 1 k W h 当たりの単価） 年間合計3,499,576 k W h 2 落札を決定した日 平成29年 5 月 9 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道瓦斯株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西 7 丁目 3 番地 1 4 落札金額 (1) 638円	清水沢ダム管理規程を次のように定める。 平成29年 5 月26日 北海道公営企業管理者 浦 本 元 人 北海道企業管理規程第 4 号 清水沢ダム管理規程 第 1 章 総 則 (趣旨) 第 1 条 この規程は、清水沢ダム（以下「ダム」という。）の操作のほか、ダム及び清水沢貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理主任技術者) 第 2 条 夕張川発電管理事務所に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 名を置く。 2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。 (ダム及び貯水池の諸元等) 第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。 (1) ダム <table><tr><td>ア 高さ</td><td>27.10m</td></tr><tr><td>イ 堤頂の標高</td><td>195.43m</td></tr><tr><td>ウ 越流頂の標高</td><td>189.53m</td></tr><tr><td>エ 越流堤長</td><td>74.5m</td></tr><tr><td>オ 設計洪水流量</td><td>1,022m³/ s</td></tr></table>	ア 高さ	27.10m	イ 堤頂の標高	195.43m	ウ 越流頂の標高	189.53m	エ 越流堤長	74.5m	オ 設計洪水流量	1,022m ³ / s
ア 高さ	27.10m										
イ 堤頂の標高	195.43m										
ウ 越流頂の標高	189.53m										
エ 越流堤長	74.5m										
オ 設計洪水流量	1,022m ³ / s										

(2) 貯水池

ア 集水地域の面積	
直接集水面積	50.6km ²
間接集水面積	433km ²
イ 湛水区域の面積	0.14km ²
ウ 最大背水距離	1.6km
エ 設計洪水位	標高193.77m
オ 常時満水位	標高189.53m
カ 最低水位	標高189.53m
キ 有効貯水容量	0 m ³

(3) 最大取水量等

ア 最大取水量	23.60m ³ /s
イ 最大出力	3,400kW

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が350m³/s以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、札幌管区気象台から夕張市を対象として大雨警報（特別警戒を含む）が発せられ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第6条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、ダムの堤体に取り付けられた水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第7条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定時間における河川の水量の増分と当該一定の時間における洪水吐からの越流量及び取水量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における河川水位にそれぞれ対応する河川の水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

(取水量の算定方法)

第8条 取水量は、これを算定すべき一定の時間における発電所の発電電力量を当該一定の時間で除して発電機出力を求め、別図第2により算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 ダムからの放流等の方法

(ダム取水・放流の方法)

第9条 取水は、水車ガイドベーンにより取水量の調整を行い、下流の水位に急激な変動を生じないように別図第3に定めるところによって放流しなければならない。

第2節 ダム放流等の際にとるべき措置等

(ダム放流の際の関係機関に対する通知)

第10条 法第48条の規定により行う関係機関に対する通知は、ダムの洪水吐からの越流（以下「ダム放流」という。）により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合に、ダム放流開始（ダム放流の途中におけるダム放流量の著しい増加を含む。）の少なくとも1時間前に、別表第1に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、ダム放流の日時のほか、ダム放流量の見込みを示して行うものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第11条 法第48条の規定による一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から沼の沢取水堰地点までの夕張川の区間についてとるものとする。

2 前項の規定による警告は、別表第2に掲げるスピーカー（擬似音）及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

(1) ダム地点に設置されたスピーカー（擬似音）による警告にあつては、ダム放流の開始約15分前に約10分間。

(2) ダム地点以外の地点に設置されたスピーカー（擬似音）による警告にあつては、ダム放流により当該地点における夕張川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前に約10分間。

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における夕張川の水位上昇が開始されると認められる時の約15分前。

(ダムの記録の作成)

第12条 洪水吐から越流している場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) 毎時の貯水位、越流量及び取水量

(2) 最大越流量が生じた時刻及び最大越流量

(3) 発電の開始若しくは終了又は取水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における取水量

(4) 第10条の規定による通知及び第11条第2項の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第13条 ダムの管理及び操作に必要な事項については、別表第3に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

2 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第3に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

3 前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。
(点検及び整備等)

第14条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(地震発生後のダムの臨時点検及び報告)

第15条 札幌管区気象台が発表する震度観測点夕張市若菜の気象庁震度階（以下「気象庁震度階」という。）が4以上である地震が発生したときは、発生後において、別表第4の1及び別表第1(2)欄の例により、臨時点検及び通報を行うとともに、地震による異常が発見された場合は、別表第4の2の様式例により報告書を提出しなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第16条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、別表第1(2)欄の例によりその旨を通報しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(洪水警戒時における措置)

第17条 洪水警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを管理するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備を含む。）、別表第1の通報施設、別表第2のスピーカー（擬似音）及び警報車、別表第3の観測施設、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) ダム管理に関する記録を作成すること。
- (5) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第18条 洪水時においては、前条第3号から第5号までに掲げる措置を行うほか、ダム地点から沼の沢取水堰地点までの夕張川において洪水による被害の発生が予想される場合及び

被害が発生した場合には、その時刻及び内容並びに別表第5の1に掲げる事項について、別表第1(2)欄の例により通報するとともに、別表第5の2に準じて15日以内に報告書を提出しなければならない。

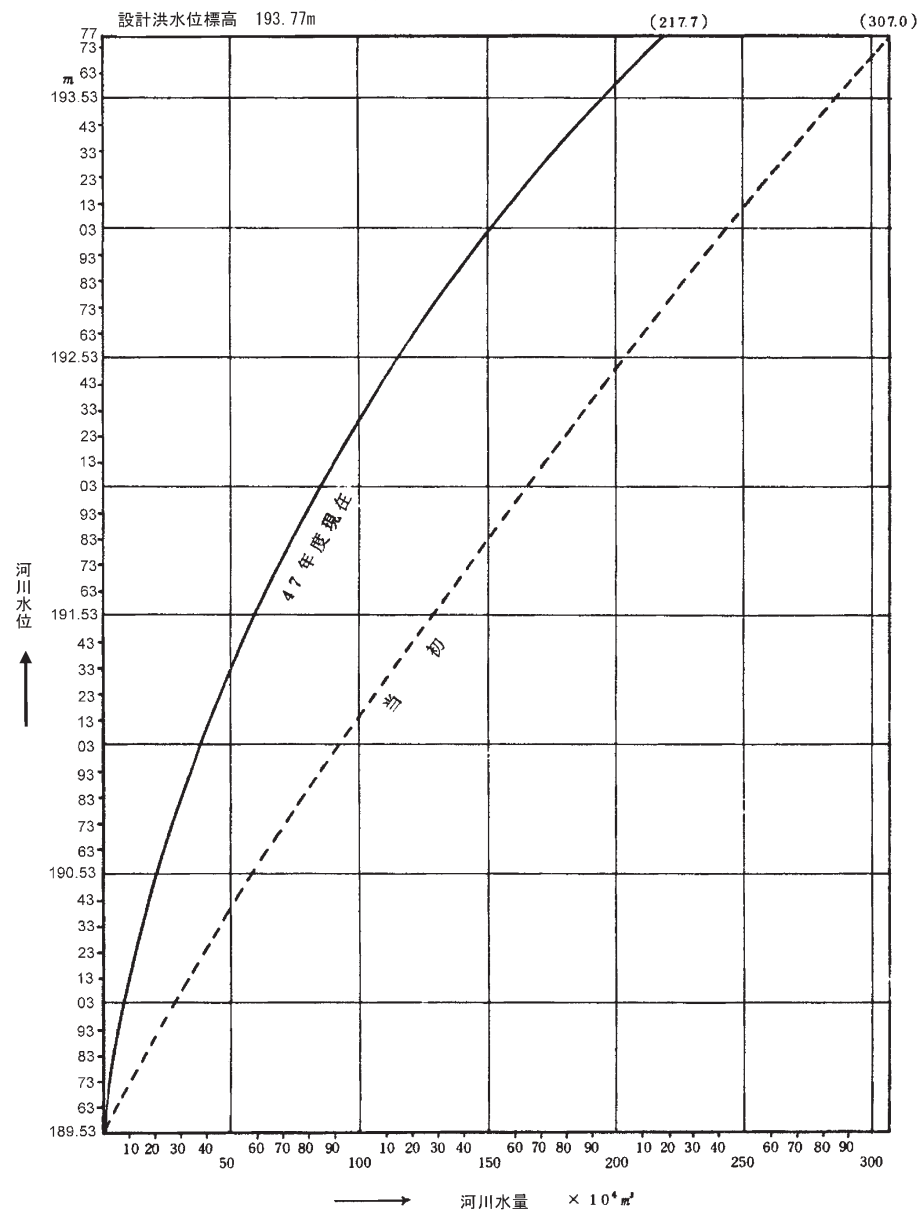
附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

別図第1 (第7条第2項)

河川水量表

清水沢地点河川水量曲線

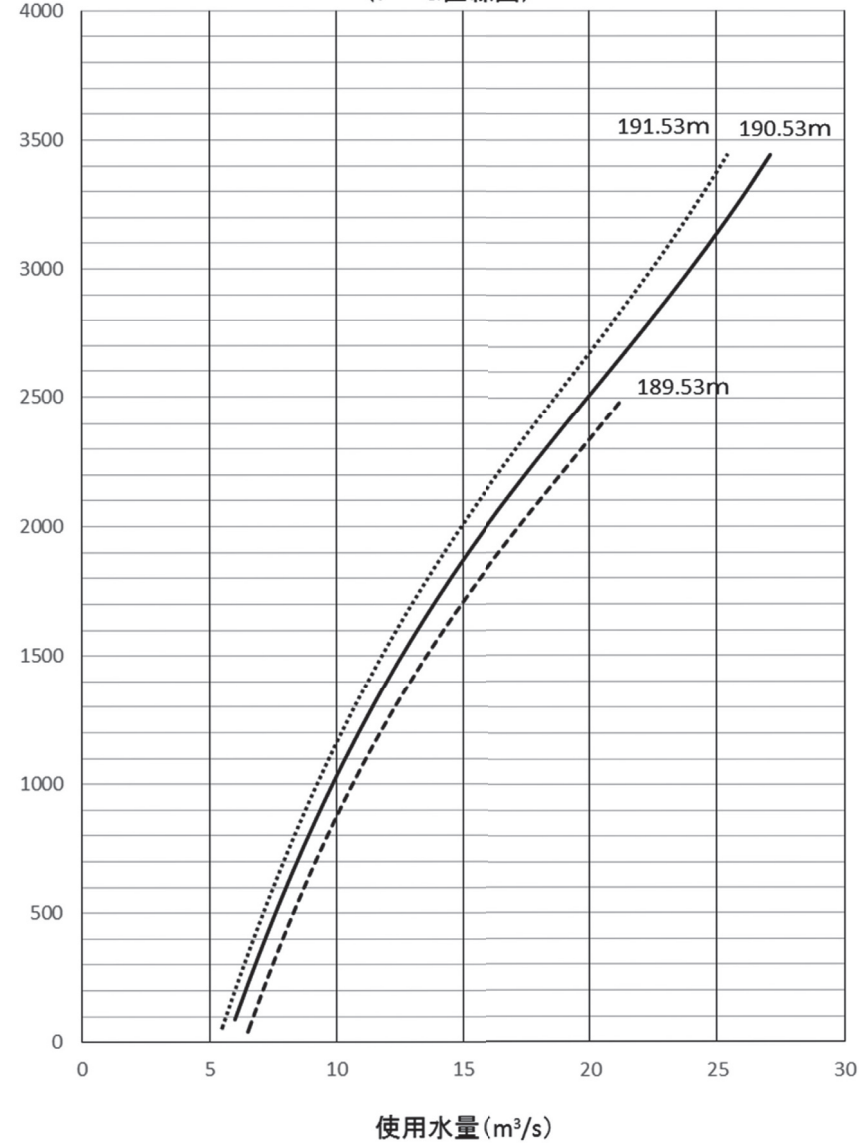


別図第2 (第8条)

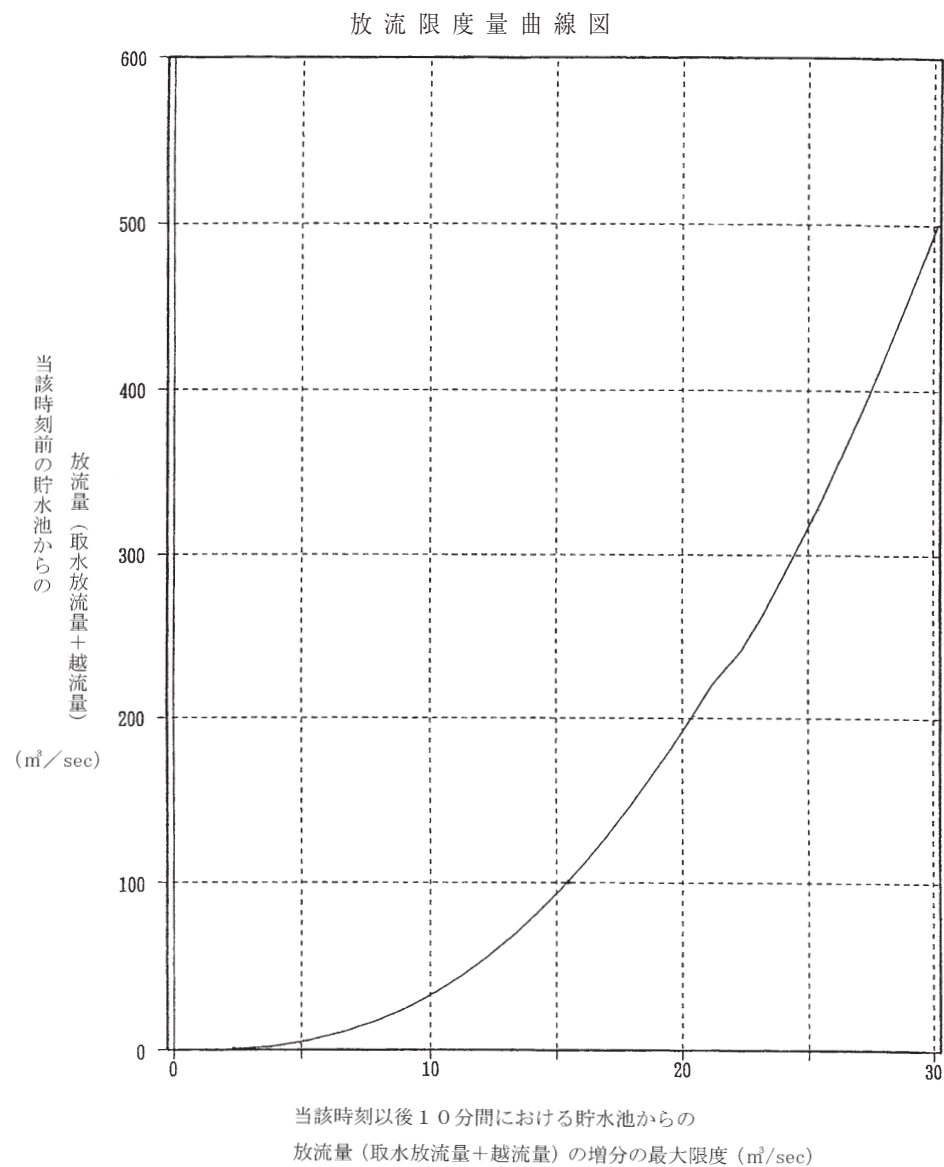
発電機出力と水車使用水量の関係曲線図

出力 (kW)

(P-Q曲線図)



別図第3 (第9条)



別表第1 (第10条第1項、第15条、第16条、第17条第2号、第18条)

通 知 の 相 手 方		通知の方法	摘 要
名 称	担当機関の名称		
北海道知事	空知総合振興局 札幌建設管理部 長沼出張所	加入電話	TEL 0123-88-2346 FAX 0123-88-2705
夕張市長	総務課		TEL 0123-52-3131 FAX 0123-52-1054
夕張警察署長	清水沢交番		TEL 0123-59-7819 FAX 0123-59-7819
北海道開発局 札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所長	川端ダム管理支所		TEL 0123-85-2311 FAX 0123-85-2111
北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所長	江別河川事務所 計画課	加入電話	TEL 011-382-2358 FAX 011-382-3857
(二) 北海道開発局長	札幌開発建設部 河川管理課		TEL 011-611-0340 FAX 011-612-0826

別表第2 (第11条第2項、第17条第2号)

警報局の名称	警報局の位置	スピーカの構造又は能力	摘 要
No.1 警報局	夕張市清水沢清栄町清水沢ダム (夕張川右岸)	・スピーカ 防水トランペット型 50W 2台	
No.2 警報局	夕張市清水沢清陵町16番地2 (夕張川左岸)	・スピーカ 防水トランペット型 50W 4台	
No.3 警報局	夕張市南清水沢4丁目74-10 (夕張川右岸)	・スピーカ 防水トランペット型 50W 2台	
No.4 警報局	夕張市南清水沢4丁目107-1 (夕張川右岸)	・スピーカ 防水トランペット型 50W 4台	

別表第3 (第13条第1項、第13条第2項、第17条第2号)

観測すべき 事 項	観 測 施 設			観測回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
					流入量は第7条

貯水位及び 流 入 量	清水沢貯水池 水位観測所	北海道夕張市 清水沢清栄町	自記、遠方指示水 位計	毎日1回（洪水時 及び洪水警戒時に おいては60分ごと に1回）	の規定により、 流量は水位の観 測結果に基づき 算定する
降 水 量	清水沢発電所		遠方、指示、記録 （自記）雨量計		
気 象	天候、気温			毎日1回	
積雪の深さ	清水沢発電所		積雪尺	月2回	
水 象	使用水量			毎日1回	
ダムの状況	変形、 揚圧力及び 漏水量			毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況				毎年度1回	

別表第4の1（第15条）

臨時点検については、主に目視による外観点検（以下「一次点検」という。）及び一次点検後の詳細な外観点検と計測による点検（以下「二次点検」という。）に区分する。

地震発生後にそれぞれの時点で次の事項を電話等により速やかに報告すること。

I）地震発生後おおむね1時間以内

- 地震発生時間と最大加速度又は気象庁震度階
- 臨時点検対象ダム名

II）地震発生後おおむね3時間以内

- 一次点検結果
- 二次点検実施の有無及び実施時期

III）地震発生後おおむね24時間以内

- 二次点検を実施した場合は、その結果。また、気象庁震度階が5弱以上である地震の場合には、速やかに一次点検及び二次点検を実施し、被害の状況を把握するものとするが、二次点検の実施が夜間に及ぶ場合には、一次点検において、被災が確認されない場合に限り、地震後の出水の可能性等に配慮しつつ、即時点検の必要性や夜間視認の不確実性を考慮の上、二次点検を翌日の早朝に実施することができるものとする。

別表第4の2（第15条）

点検記録様式例

点検者名

点検年月日※		年	月	日		
前回点検年月日※		年	月	日		
点検区分		定期 臨時	地震または洪水の状況			
設備	点検項目	状況				
ダム	漏水					
	コンクリート表面のひびわれ					
	ダム天端のひびわれ					
	表面ブロック					
	その他					
周辺地山取付部	漏水					
	き裂					
	崩落					
	地滑り					
放流設備	漏水					
	洪水吐					
	障害物					
	機器					
	予備電源装置					
記事						
所見						

※ 西暦で記載する。

別表第5の1（第18条）

ダ ム 諸 元

ダム名 清水沢ダム

流 域 面 積	483.6 km ²	貯 水 池 面 積	0.14 km ²
総 貯 水 量	130 千m ³	有 効 貯 水 容 量	0 千m ³
堆 砂 容 量	130 千m ³	ダ ム 天 端 標 高	195.43 m
ダ ム 高	27.10 m	設 計 洪 水 位	193.77 m
常 時 満 水 位	189.53 m	設 計 洪 水 流 量	1,022.0 m ³ /s

水 文 記 録 等

平成 年 月 日 時

発信者

受信者

項 目	時間最大雨量	ダム最大貯水位	最大流入量	最大越流量	累 計 雨 量	特記事項
時 刻	日 時	日 時	日 時	日 時	日 時～ 日 時	
数 値	mm/h	m	m ³ /s	m ³ /s	mm	

別表第5の2（第18条）

平成 年 月 日災害に際しての夕張川の清水沢ダムの操作について

1 概要

2 ダム操作状況について

- (1) ゲート操作記録について
- (2) ダム管理施設等と記録の信頼度について
- (3) ダム操作状況について

3 ダム操作と水文状況について

- (1) ダム上下流における降雨状況について
- (2) ダム上下流における出水状況について
- (3) ダム操作と水文状況について

4 水文資料の検討に基づくダム操作の適否について

- (1) 水文資料による上下流の流出量の検討について

(2) ダム操作の適否について

5 その他の検討事項

- (1) 通報及び通知の確認について

添付資料

- (1) ゲート操作記録
- (2) 1 /50,000災害平面図
- (3) 管理規程
- (4) その他